

議案第5号関連資料
職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案の概要

1 改正理由

職員の定年年齢の引上げに伴い、等級別基準職務表に主査の職務を追加するとともに、公益的法人等に派遣することができる職員の範囲を改めるため、関係する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 等級別基準職務表（※1）に新たな職務「主査」を追加

- ① 61歳以上の係長級職員の職務について、係長等の監督職の職務に加え、担当者としての職務を担う「主査」を新設します。
- ② 主査である職員の給与については、職責に応じたものとするため、係長等に支給されるボーナスの役職加算を支給しないこととします。（別途規則に規定）

【61歳以上の係長級職員の職務の区分等】

区 分	監督職の職務	担当者の職務
行政職	係長、担当係長など	主査
技能労務職（※2）	作業長など	作業員、自動車運転手など
役職加算（※3）	支給あり（年間約7万円）	支給なし

※1 等級別基準職務表：給料表の等級別に基準となる職務内容を示した表

※2 技能労務職：行政職に準じ、別途、就業規則に表中の職務を規定

※3 役職加算：給料及び地域手当の合計の5%にボーナスの支給率を乗じた額

(2) 61歳以上の正規職員を公益的法人等へ派遣する場合にかかる規定整備

現在、61歳以上の再任用職員が公益的法人等へ派遣されていますが、本年度からの定年年齢の段階的引上げ期間中において、当該再任用職員は、61歳以上の正規職員に配置換えとなっていくため、当該正規職員を派遣できるように規定の整備を行います。

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (3) 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例

4 施行期日

公布の日